

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問型サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 愛の会
主たる事務所の所在地	〒315-0029 石岡市根当10888番地3
代表者（職名・氏名）	理事長 木村 さとなか 都央
設 立 年 月 日	平成6年9月26日
電 話 番 号	0299-23-5211

2. 事業所の概要

事業所の名称	（介護予防）訪問介護事業所 ハート24水戸事業所	
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問型サービス）	
事業所の所在地	〒311-4143 水戸市大塚町1803番地4	
電 話 番 号	029-255-1601	
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日指定	0870100583
管理者の氏名	木村 都央	
通常の事業の実施地域	水戸市・城里町・笠間市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問型サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時00分から午後6時00分まで

6. 事業所の職員体制（令和7年4月1日現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 1人 / 非常勤 2人
ホームヘルパー1級	常勤 1人 / 非常勤 0人
介護職員初任者研修課程修了	常勤 0人 / 非常勤 0人
ホームヘルパー2級	常勤 1人 / 非常勤 5人

7. サービス提供の責任者

利用者へのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	川野邊 絃美 菊地 泰子
--------------	-----------------

8. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）第１号訪問事業・介護予防訪問型サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料(単位)
訪問型独自サービス Ⅰ（１月につき）	週１回程度の訪問型独自サービスが必要とされた者 （事業対象者・要支援１・２）	１回～１２回まで １回につき２８７単位 １３回以上包括算定 ３７２７単位
訪問型独自サービス Ⅱ（１月につき）	週２回程度の訪問型独自サービスが必要とされた者 （事業対象者・要支援１・２）	
訪問型独自サービス Ⅲ（１月につき）	週３回を超える程度の訪問型独自サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援１・２）	

※ 地域区分・・・水戸市５級地

※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者２０人以上にサービスを行う場合は上記利用料の９０％の金額となります。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

※初回加算・・・２００単位

※介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・・・１か月のご利用料金に、２２．４％乗じた単位数を算定。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（２）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用者負担金の１０％の額

（３）支払い方法

上記（１）及び（２）の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとに計算し、翌月の指定日に口座より振替いたします。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び水戸市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１１．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

相談受付窓口	苦情受付担当者 川野邊 絃美
	受付時間 月曜日～金曜日 午前９時００分～午後６時００分

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	水戸市役所介護保険課	電話番号０２９－２２４－１１１１
	茨城県国民健康保険団体連合会	電話番号０２９－３０１－１５６５
	茨城県運営適正化委員会 （茨城県社会福祉協議会）	電話番号０２９－３０５－７１９３

１２．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

（２）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

本人との続柄（ ）